

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：北アルプス広域連合

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.5%
全職員	75.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	90.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	92.4%
21～25年	91.0%
16～20年	100.3%
11～15年	118.3%
6～10年	95.6%
1～5年	97.5%

【説明欄】

- ・数値の無い項目については、該当する男女両方の職員又は片方の職員がいない。
- ・週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数を計上している。

例) 週30時間勤務の職員の場合

$30 \text{ 時間} \div 38.75 \text{ 時間 (正規職員の勤務時間)} \approx 0.8 \text{ 人/月}$ (小数点第2位を四捨五入)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	— %

【説明欄】

・ 令和 7 年 4 月 1 日現在の職員数による。 ・ 数値の無い項目については、該当する男女両方の職員又は片方の職員がいない。 ・ 管理職（管理的地位にある職員）とは、本庁課長相当職以上である職員とし、具体的には、管理職手当が支給されることが条例等で指定される職を占める職員である。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	4 . 8 %

【説明欄】

・ 令和 7 年 4 月 1 日現在の職員数による。 ・ 数値の無い項目については、該当する男女両方の職員又は片方の職員がいない。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	—%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—%	—%
1週間以上2週間未満	0%	0%	—%	—%
2週間以上1月以下	0%	0%	—%	—%
1月超3月以下	0%	0%	—%	—%
3月超6月以下	0%	0%	—%	—%
6月超9月以下	0%	0%	—%	—%
9月超12月以下	0%	0%	—%	—%
12月超24月以下	0%	100%	—%	—%
24月超	0%	0%	—	—

【説明欄】

- ・育児休業取得率について、
男性は令和7年度に子が生まれた職員の育児休業の取得率、
女性は令和7年度に新たに育児休業が取得可能となった職員の取得率を示している。
- ・数値の無い項目については、該当する職員がいない。

V 職員の勤務時間の状況

**管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間**

区分	令和7年度
内部部局等	3. 6時間／月
内部部局等以外	9. 8時間／月

【説明欄】

・非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除いた職員のうち、管理監督職員（管理職手当を支給される職及びこれに準ずる職として条例で定める職に任用されている職員をいう。）を除いた職員（管理職以外）の一月当たりの平均超過勤務時間である。